



福岡県医発第2444号（地）

平成21年 3月 2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

（ 公 印 省 略 ）

認知機能検査制度の導入に伴う臨時適正検査の円滑な実施のための協力について

警視庁交通局長より、認知機能検査制度の導入に伴う臨時適正検査の円滑な実施について協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、道路交通法の改正により、75歳以上高齢運転者が免許証を更新する際に、認知機能検査を受検する制度が平成21年6月までに導入されることに伴う協力依頼です。

認知機能検査の結果により、認知症のおそれがあると認められ、かつ、一定の違反行為を行った者には、専門の医師の診断による臨時適正検査の受検が行われるとともに、同検査により認知症であると診断される場合には、免許の取消等が行われます。また、専門の医師の診断に代え、かかりつけの医師の診断書の提出も可能です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、臨時適正検査は、専門の医師の診断等により行われますが、免許の取消等の実際の処分は、公安委員会において判断されることを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉



日医発第 975 号 (地 I 179)

平成 21 年 1 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤

祥 人



認知機能検査制度の導入に伴う臨時適性検査の円滑な実施のための協力について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、警察庁交通局長より本会に対し、認知機能検査制度の導入に伴う臨時適性検査の円滑な実施について、協力方依頼がありました。

本件は、道路交通法の改正により、平成 21 年 6 月までに、75 歳以上高齢運転者が免許証更新時に受検する認知機能検査制度が導入されることとなったことを受けたものであります。

認知機能検査の結果により、認知症のおそれがあると認められ、かつ、一定の違反行為を行った者には、専門の医師の診断による臨時適性検査の受検が行われるとともに、同検査により認知症であると判断される場合には免許の取消等が行われるとのことです。また、専門の医師の診断に代え、かかりつけの医師の診断書の提出も可能とのことです。

つきましては、関係資料を併せてお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、今後、各都道府県公安委員会等より貴会宛に協力依頼等がなされた際にはご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、臨時適性検査は専門の医師の診断等により行われますが、免許の取消等の実際の処分は、公安委員会において判断されるものであることにご留意いただきますようお願いいたします。



警察庁丙運発第40号
平成20年12月16日

社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人 殿

警察庁交通局長
東 川



認知機能検査制度の導入に伴う臨時適性検査の円滑な実施のための協力について

師走の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）が、平成19年6月20日に公布され、平成21年6月までに認知機能検査制度が導入されることとなり、現在、警察において、その円滑な実施のための準備を進めているところです。

認知機能検査は、75歳以上の高齢運転者の免許証更新時にこれを受検していただき、その結果に基づく高齢者講習を受講することにより、加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解していただくために実施するものです。

また、認知機能検査の結果により、認知症のおそれがあると認められ、かつ、一定の違反行為を行った方には、専門の医師の診断による臨時適性検査を受検していただき、認知症であると判断される場合には、免許の取消し等が行われることとなります。

これまでも、警察では、認知症の疑いがある運転者に対して臨時適性検査を実施し、認知症を理由とする免許の取消し等を行ってきましたが、上記のような認知機能検査制度の導入により、認知症を理由とする臨時適性検査の対象となる方が増加するものと思われます。

このため、対象者の利便に配慮しつつ、臨時適性検査を円滑に実施するためには、貴台の協力が不可欠であり、下記の点につき、御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 認知機能検査制度の導入に関する周知

警察においては、認知機能検査制度の導入に向け、広く国民に広報啓発を行う予定ですが、貴会におかれましても、認知症の診断を行う専門の医師の方々に対して、認知機能検査制度導入の趣旨やその概要について周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、今後、関係資料等を随時送付いたします。

2 臨時適性検査実施の協力

各都道府県警察が、認知症を理由とする臨時適性検査を円滑に実施するためには、各都道府県の医師会さらには各会員の皆様方の御協力が不可欠であり、この点について、貴会の御理解と御支援を頂きますようお願い申し上げます。

なお、臨時適性検査は専門の医師の診断により行われますが、免許の取消し等は公安委員会において判断されるものでありますことを御理解願います。

平成20年12月
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、昨年6月20日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号。以下「改正法」といいます。）の一部の施行、緊急自動車の指定対象の追加等を行うため、道路交通法施行令の一部を改正する政令案について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	電子メール	koutsukyoku@npa.go.jp ※件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-9337 ※1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成20年12月5日（金）から 平成21年1月3日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答は致しません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第39条第1項、第90条第1項ただし書、同項第5号、同条第2項、第9項及び第10項、第101条の3第1項ただし書、第101条の4第1項ただし書、第102条第1項、第103条第1項、第7項及び第8項、第104条の4第2項、第106条の2第1項、第107条の5第1項及び第2項、第108条第1項、第112条第1項並びに改正法附則第13条

3 今回の改正の概要

(1) 悪質・危険運転者対策の推進

ア 悪質・危険な運転者に対する欠格期間の延長（点数制度による処分）

改正法により、①自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるもの（運転殺人等又は運転傷害等）②危険運転致死傷③酒酔い運転又は麻薬等運転④救護義務違反（以下「特定違反行為」という。）をしたことを理由として免許を拒否し、若しくは取り消し、又は運転を禁止した場合の欠格期間を、3年以上10年を超えない範囲内で指定することとされたことを踏まえ、特定違反行為をしたことを理由として行政処分を行う場合の欠格期間の指定の基準を定めるとともに、それぞれの特定違反行為に対して付する基礎点数を定める。

(ア) 特定違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合の累積点数と欠格期間の対応関係は次のとおりとする。（改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の2、第33条の4、第38条、第40条、別表第2の2の表、別表第3の2の表関係）

欠格期間	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
10年	70点以上	65点以上	60点以上	55点以上
9年	65点～69点	60点～64点	55点～59点	50点～54点
8年	60点～64点	55点～59点	50点～54点	45点～49点
7年	55点～59点	50点～54点	45点～49点	40点～44点
6年	50点～54点	45点～49点	40点～44点	35点～39点
5年	45点～49点	40点～44点	35点～39点	
4年	40点～44点	35点～39点		
3年	35点～39点			

(イ) 運転殺人等又は運転傷害等について、結果の重大性に応じて次のとおり行政処分の基礎点数を付す。(この結果、当該行為を理由として処分された場合の欠格期間は5年から8年(救護義務違反をした場合は10年)となる。)

- ・ 運転殺人等 62点 (8年)
- ・ 運転傷害等(治療期間3月以上又は後遺障害) 55点 (7年)
- ・ 運転傷害等(治療期間30日～3月未満) 51点 (6年)
- ・ 運転傷害等(治療期間15日～29日) 48点 (5年)
- ・ 運転傷害等(治療期間15日未満又は建造物損壊) 45点 (5年)

(ウ) 危険運転致死傷について、結果の重大性に応じて次のとおり行政処分の基礎点数を付す。(この結果、当該行為を理由として処分された場合の欠格期間は5年から8年(救護義務違反をした場合は10年)となる。)

- ・ 危険運転致死 62点 (8年)
- ・ 危険運転致死傷(治療期間3月以上又は後遺障害) 55点 (7年)
- ・ 危険運転致死傷(治療期間30日～3月未満) 51点 (6年)
- ・ 危険運転致死傷(治療期間15日～29日) 48点 (5年)
- ・ 危険運転致死傷(治療期間15日未満) 45点 (5年)

(エ) 酒酔い運転又は麻薬等運転について、行政処分の基礎点数として、35点を付す。(この結果、酒酔い運転又は麻薬等運転のみの欠格期間は3年となる。)

なお、酒酔い運転又は麻薬等運転で交通事故を起こした場合には、次のとおり、引き続き交通事故の場合の付加点数の表(令別表第2の3の表)を用いて点数を加える。

(交通事故が専ら違反者の不注意によって発生したものである場合)

- ・ 酒酔い運転等で死亡事故 35点+20点 (7年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間3月以上) 35点+13点 (5年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間30日～3月未満) 35点+9点 (4年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間15日～29日) 35点+6点 (4年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間15日未満) 35点+3点 (3年)

(上記以外の場合)

- ・ 酒酔い運転等で死亡事故 35点+13点 (5年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間3月以上) 35点+9点 (4年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間30日～3月未満) 35点+6点 (4年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間15日～29日) 35点+4点 (3年)
- ・ 酒酔い運転等で事故(治療期間15日未満) 35点+2点 (3年)

(オ) 救護義務違反(いわゆる「ひき逃げ」)に対し、行政処分の基礎点数として、35点を付し、救護義務違反のみでも欠格期間が3年となるようにする。

なお、救護義務違反に先行する交通事故に係る違反行為の点数については、累積する。(例えば、酒酔い運転をしていた運転者が不注意により死亡事故を起こし、かつ、救護義務違反をした場合には、55点+35点=90点となり、10年の欠格期間が指定される。)

イ 悪質・危険な運転者に対する欠格期間の延長（点数制度によらない処分）

(ア) 改正法により、道路外致死傷（道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従って用いることにより人を死傷させる行為）で故意によるもの又は危険運転致死傷罪に当たるもの（故意道路外致死傷等）をしたことを理由として免許を拒否し、又は取り消した場合の欠格期間として、3年以上10年を超えない範囲内で指定することとされたことを踏まえ、結果の重大性に応じて5年から8年の範囲で欠格期間を指定することができるように欠格期間の指定の基準を定める。（令第33条の2、第38条、別表第5関係）

・ 故意道路外致死傷等（死亡）	8年
・ 故意道路外致死傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）	7年
・ 故意道路外致死傷等（治療期間30日～3月未満）	6年
・ 故意道路外致死傷等（治療期間30日未満）	5年

(イ) 酒酔い運転及び麻薬等運転について付する基礎点数を25点（欠格期間2年相当）から35点（欠格期間3年）に引き上げることに伴い、酒酔い運転及び麻薬等運転の重大違反唆し等の欠格期間を2年から3年に引き上げることとする。

（令第33条の2、第38条、別表第4関係）

(ロ) 改正法により、救護義務違反が特定違反行為として位置付けられ、独立の処分理由となることから、救護義務違反を重大違反唆し等の対象に加えることとする。（令第33条の2の3関係）

ウ 酒気帯び運転等に付する基礎点数の引上げ

改正法により、酒気帯び運転及び過労運転等の法定刑が従来の酒酔い運転及び麻薬等運転と同等に引き上げられたことを踏まえ、酒気帯び運転（呼気中のアルコール濃度0.25mg/1以上）及び過労運転等に対して付する行政処分の基礎点数を13点から25点に、酒気帯び運転（呼気中のアルコール濃度0.15mg/1以上0.25mg/1未満）の基礎点数を6点から13点に引き上げる。（令別表第2関係）

エ 一般違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合の累積点数の区分の見直し

特定違反行為以外の違反行為（以下「一般違反行為」という。）をしたことを理由として行政処分がなされた場合においても、特定違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合と同様、運転者の危険性及び結果の重大性についてきめ細かく評価して欠格期間を指定することができるよう、4年の欠格期間の基準を新たに設けることとする。

一般違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合の累積点数と欠格期間の対応関係は次のとおりとする。（令別表第3の1の表関係）

欠格期間等	前歴なし	前歴 1 回	前歴 2 回	前歴 3 回以上
5 年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上
4 年	40点～44点	35点～39点	30点～34点	25点～29点
3 年	35点～39点	30点～34点	25点～29点	20点～24点
2 年	25点～34点	20点～29点	15点～24点	10点～19点
1 年	15点～24点	10点～19点	5点～14点	4点～9点
停止・保留	6点～14点	4点～9点	2点～4点	2点又は3点

(注：□の部分がこの改正により新設される部分)

(2) 高齢運転者対策の推進

改正法により、免許証の更新を受けようとする者で更新期間満了日における年齢が75歳以上のものは、更新期間満了日前6月以内に認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）を受けなければならないこととなるとともに、都道府県公安委員会は、認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うこととなった。また、認知機能検査の結果が内閣府令で定める基準に該当する者が、免許証の更新を申請した場合において、更新期間満了日の1年前の日から更新申請の前日までの間又は更新申請の日以後に、自動車等の運転に関し法の規定に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすい行為として政令で定める行為（以下「基準行為」という。）をしていた場合等には、臨時適性検査（専門医の診断）を行うこととなった。この臨時適性検査の結果、認知症であることが判明したときは、免許の取消し等がなされることとなる。これらを踏まえ、認知機能検査の導入に伴う規定を次のとおり整備する。

ア 基準行為に係る規定の整備

基準行為を、次の法の規定に違反する行為とする。（令第37条の7第1項関係）

法第7条（信号機の信号等に従う義務）

法第8条（通行の禁止等）第1項

法第17条（通行区分）第1項から第4項まで又は第6項

法第20条（車両通行帯）

法第25条の2（横断等の禁止）

法第26条の2（進路の変更の禁止）第2項又は第3項

法第33条（踏切の通過）第1項又は第2項

法第35条（指定通行区分）第1項

法第36条（交差点における他の車両等との関係等）

法第37条（交差点における他の車両等との関係等）

法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）

法第38条の2（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

法第42条（徐行すべき場所）

法第43条（指定場所における一時停止）

なお、基準行為には、改正法の施行日前にした行為は含まれないものとする。

イ 認知機能検査手数料及び高齢者講習手数料に係る規定の整備

- (7) 認知機能検査手数料及び認知機能検査の結果に基づいて行う75歳以上の者に対する高齢者講習手数料の標準をそれぞれ次のとおり定める。(令第43条第1項関係)

		現 行		改 正 案	
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
認知機能検査		—	—	250円	400円
高齢者講習 (75歳以上の者に対して行うもの)	小型特殊自動車免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習	—	—	1,750円	3,600円
	(参考)	高齢者講習手数料総額 6,150円		認知機能検査手数料と高齢者講習手数料総額の合計 6,000円	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	—	—	700円	1,650円
	(参考)	高齢者講習手数料総額 3,000円		認知機能検査手数料と高齢者講習手数料総額の合計 3,000円	

- (4) 70歳以上75歳未満の者に対して行う高齢者講習について、講習内容の変更に伴い、手数料の標準について積算を改め、手数料の標準を次のとおり改める。(令第43条第1項関係)

		現 行		改 正 案	
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
高齢者講習 (70歳以上75歳未満の者に対して行うもの)	小型特殊自動車免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習	講習1時間について 850円	講習1時間について 1,200円	1,900円	3,900円
	(参考)	高齢者講習手数料総額 6,150円		高齢者講習手数料総額 5,800円	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習1時間について 500円	講習1時間について 1,000円	700円	1,650円
	(参考)	高齢者講習手数料総額 3,000円		高齢者講習手数料総額 2,350円	

ウ その他の規定の整備

- (7) 終了者について高齢者講習の受講義務が免除されることとなる法第108条の2第2項に規定する講習(以下「特定任意講習」という。)及び法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程(以下「認定教育」という。)の受講期間を、「免許証の更新を申請する日前6月」から、高齢者講習の受講期間と同一の「更新期間が満了する日前6月」に改める。(令第37条の

6 の 2 関係)

なお、施行日前に、高齢者講習の受講義務が免除されることとなる特定任意講習及び認定教育を受けた者については、受講期間を「免許証の更新を申請する日前6月」とする。

- (イ) 免許関係事務のうち委託することができない事務として、次の事務を加える。

(令第40条の3 関係)

法第90条第2項の規定による免許の拒否に係る事務

法第90条第6項又は第103条第2項の規定による免許の取消しに係る事務

法第90条第10項又は第103条第8項の規定による免許を受けることができない期間の指定に係る事務

法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

法第102条第1項から第3項までの規定による適性検査の結果の判定に係る事務

法第102条第7項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務

法第107条の5第2項の規定による自動車等の運転の禁止に係る事務

- (3) 緊急自動車の指定対象の追加

在宅の終末期の傷病者に対して緩和医療を行う医師の派遣を緊急走行により行うことを可能とするため、都道府県公安委員会が緊急自動車として指定することができる自動車として、医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車を加える。（令第13条第1項第1号の6 関係）

- (4) その他

条項番号の改正等所要の規定を整備する。

4 施行期日

- (1) 3(3)を除き、この政令は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（公布の日（平成19年6月20日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（平成21年6月1日を予定））から施行する。
- (2) 3(3)については、平成21年4月1日から施行する。

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 ～運転免許の欠格期間の見直し～

◆平成19年の 道路交通法改正

悪質・危険運転者対策

・酒酔い運転や救護義務違反等の悪質・危険な違反を行った運転者について、免許取消し後の欠格期間の上限を5年から10年に引き上げ

⇒「政令で定める基準に従い」

現 行

危険運転致死傷

・欠格期間は一律5年

酒酔い運転・麻薬等運転

・欠格期間は原則2年
・事故を起こした場合は2年～5年

救護義務違反(「ひき逃げ」)

・付加点数として処理
・2年～3年を加算

改 正 案

・結果の重大性に応じて5年～8年(ひき逃げの場合10年)

・原則3年
・事故を起こした場合は3年～7年(ひき逃げの場合10年)

・独立の処分理由となり、3年の欠格期間
・他の違反と合わせると最大で10年

・酒気帯び運転についても、基礎点数を引き上げ

⇒ 酒気帯び運転(0.25以上): 13点→25点(免許取消し・欠格期間2年)
酒気帯び運転(0.15以上0.25未満): 6点→13点(免許停止:原則90日)

・平成21年6月1日施行(予定)

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 ～臨時適性検査の基準行為の選定等～

◆平成19年の 道路交通法改正



基準行為とは・・・

「認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為」

高齢運転者対策

・75歳以上の高齢運転者の免許証更新時に認知機能検査を導入→検査結果が一定の基準に該当し、かつ、更新期間満了日の1年前から次の更新までに基準行為として定められた違反行為をしていた者について、臨時適性検査を実施。

◆基準行為の選定

< 考え方 >

75歳以上の高齢運転者約1,600人を対象に、認知機能検査と運転行動の調査を実施し、専門家から意見を聴取

◆認知症のおそれがあるとされた者の、運転行動の大きな特徴は、
①信号無視 ②交差点走行不適 ③進路変更不適 ④一時不停止 ⑤加速不良
◆別の行為をしながら運転することや運転中に走行継続の可否の判断ができなくなる認知症特有の症状を考慮

次の基準行為を選定

- | | | |
|---------|-----------|----------------|
| ○信号無視 | ○通行禁止違反 | ○通行区分違反(右側通行等) |
| ○通行帯違反 | ○進路変更禁止違反 | ○転回・後退等禁止違反 |
| ○踏切不停止 | ○しゃ断踏切立入り | ○指定通行区分違反 |
| ○一時不停止 | ○交差点優先車妨害 | ○優先道路通行車妨害 |
| ○徐行場所違反 | ○横断歩行者等妨害 | ○交差点安全進行義務違反 |

◆手数料の改定(認知機能検査+高齢者講習)

【現行】 高齢者講習:6,150円

➡【改正後】 (70歳～74歳) 高齢者講習:5,800円

(75歳以上) 認知機能検査(650円)+高齢者講習(5,350円):6,000円

75歳以上の運転者の免許証更新手続等の流れ

75歳以上の高齢運転者

認知機能検査

検査結果は本人に教示(公安委員会にも通知)

認知症のおそれがある者

認知機能が低下しているおそれがある者
こうしたおそれがない者

高齢者講習

検査結果に基づいた講習を実施

更新期間満了日1年前以後に

更新後に基準行為をした場合

基準行為をしていた場合

基準行為の例: 信号無視、指定場所一時不停止等、
通行区分違反など

臨時適性検査

公安委員会が認める専門医の診断
(かかりつけの専門医の診断書の提出も可)

認知症と判明

免許の取消し・停止

認知症でないと判明

免許継続

次回更新